



令和2年度ひたちなか市 緊急中小企業等事業継続支援金 申請要領



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
中小・小規模事業者等の事業継続を支援します

支援金の支給額

中小企業・小規模事業者

※法人格を有する方

20万円

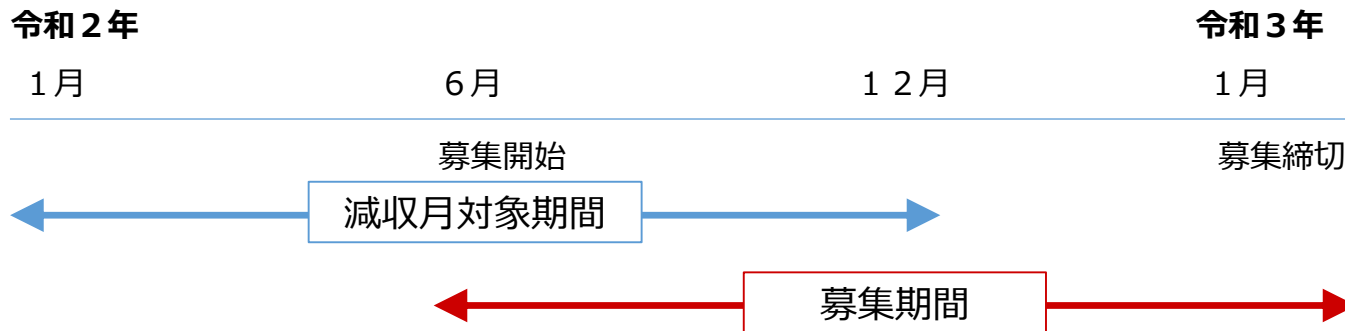
個人事業主

10万円

支援金の給付概要

支給対象	<ul style="list-style-type: none">■ 市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者および個人事業主■ 申請時点において市税に未納がない方（納税猶予の特例対象者を除く）■ 性風俗関連特殊営業を営んでいない方■ 暴力団関係者でない方
支給要件	<ul style="list-style-type: none">■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月までのうち、2019年同月比で売上が 30%以上50%未満 減少した月があること。■ 申請時において一度も国の持続化給付金の売上減少要件を満たしていないこと。■ 国の持続化給付金を活用していないこと。※本支援金の受給後に持続化給付金を受けるときは、支援金を返納いただきます。■ 本支援金の申請段階において、今後も事業を継続する意思を有していること。 <p>新規創業の特例</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2019年1月以降に新規創業した方は、創業した月から2020年2月までの月平均の売上を、2020年3月から12月までのいずれかひと月と比較することができます。 <p>罹災影響の特例</p> <ul style="list-style-type: none">■ 台風等の災害の影響により、2019年の売上が下がっている方は、2018年1月から12月までのいずれかひと月と比較することができます。
支給額	中小企業・小規模事業者…20万円 / 個人事業主…10万円
公募期間	令和3年1月29日（金）必着

対象となる期間



申請に必要な書類

申請者全員が必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ② 交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
 - ③ 直近の確定申告書の写しや納税証明書、営業許可証等、事業を営んでいることが確認できる書類
 - ④ 売上減少となった月の売上を証する書類（売上台帳等の写しなど任意の書類で可）
 - ⑤ 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類（売上台帳等の写しなど任意の書類で可）
例) ③が2020年4月の売上台帳の場合、
④は2019年4月の売上台帳等
- ※④・⑤についてはセーフティネット4号の認定書の写しでも可
- ⑥ 振込先口座が確認できる書類
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類

条件に当てはまる方のみ必要な書類

- 【個人事業主の方で、住民登録地が市外の方】
- ⑧ 市内の事業所所在地が確認できる書類
- 【新規創業の特例を利用される方】
- ⑨ 創業時期が確認できる書類
- 【罹災影響の特例を利用される方】
- ⑩ 罹災証明等

申請方法について

申請については
新型コロナウイルスの感染予防を図るため

原則

郵送にてお願いします。

【郵送先】

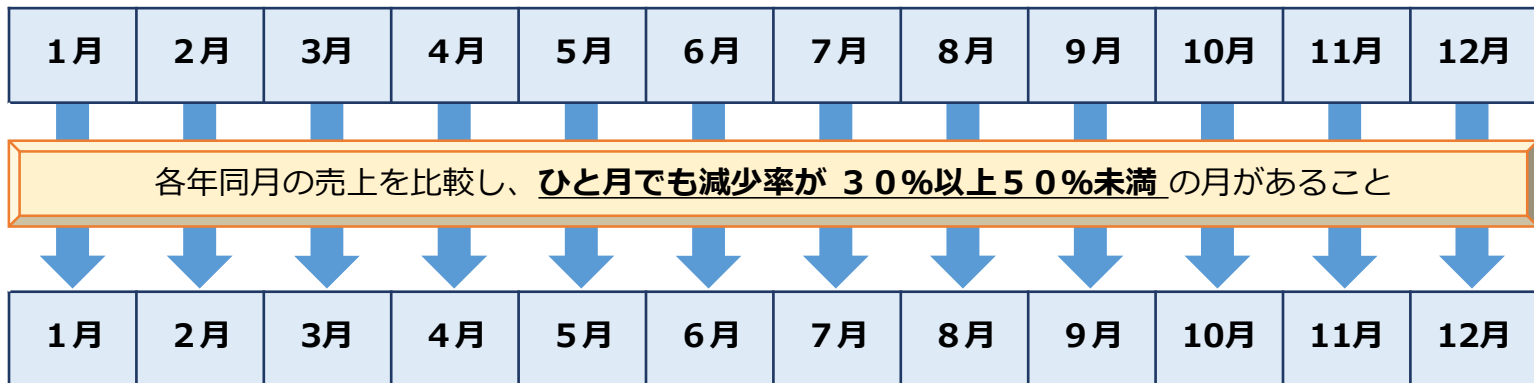
〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1

ひたちなか市商工振興課 緊急事業継続支援金 担当 宛

売上減少要件の確認方法

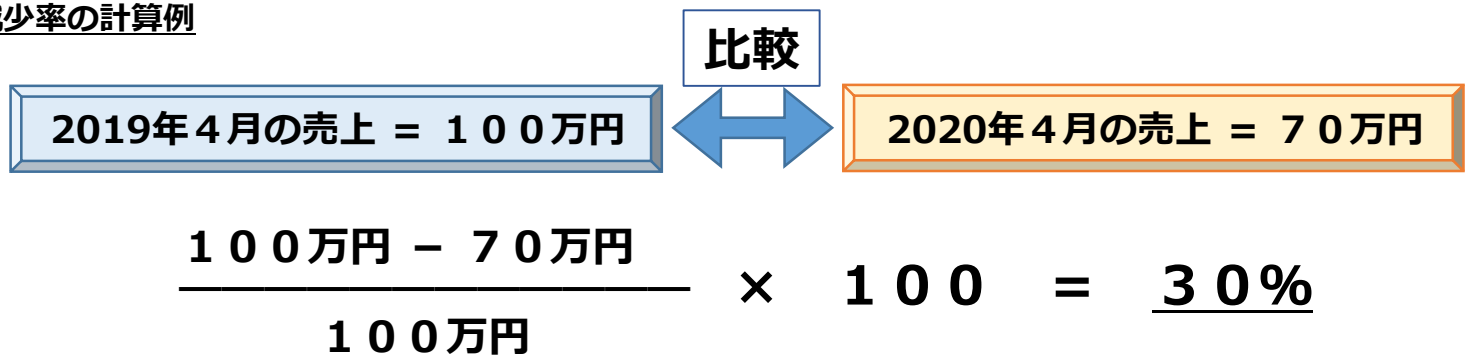
売上減少の比較時期

【2019年】



【2020年】

減少率の計算例

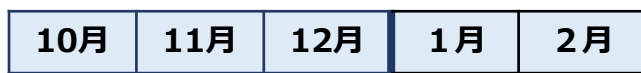


新規創業の特例

- 2019年10月に創業した方の場合

【2019年】

【2020年】



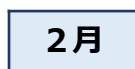
創業月から2020年2月までの月平均売上を比較し、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があること



【2020年】

- 2020年2月に創業した方の場合

【2020年】



2020年2月の売上を比較し、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があること



【2020年】

罹災影響の特例

【2018年】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
各年同月の売上を比較し、 ひと月でも減少率が30%以上50%未満 の月があること											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

【2020年】

申請に関する注意事項

- 支給要件を確認するため、市の職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧および確認させていただきます。
- 本市の経済対策支援施策の効果検証および分析等のため、申請内容を活用することがあります。
- 支給要件の確認のための実態調査（書面・口頭・事業所等立入検査等）を実施する場合があります。
- 申請状況により公募締切が早まる場合があります。その際は市ホームページ等にて周知します。

申請書類の入手方法

- 市のホームページ（下記ホームページURL or QRコードにアクセス）でのダウンロード。
- 下記の配布場所にて入手。 ※書面による配布となります。

配布場所	所在地
ひたちなか市役所 本庁舎3階 商工振興課窓口 および 本庁舎1階 市民ホール 総合受付	ひたちなか市東石川2-10-1
ひたちなか市役所 那珂湊支所 1階 パンフレットコーナー	ひたちなか市和田町2-12-1
ひたちなか商工会議所 本所 2階 事務所	ひたちなか市勝田中央14-8
ひたちなか商工会議所 那珂湊支所	ひたちなか市海門町2-8-13

お問い合わせおよび申請書提出先

ひたちなか市経済環境部商工振興課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1

TEL : 029-273-0111 内線1341、1342

FAX : 029-276-3072

Eメール : shokou@city.hitachinaka.lg.jp

ホームページURL : <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/8/2/4/19245.html>

※お問合せ時間：【平日】8:30~17:30

